

発議第 1 号

瀬戸内市議会基本条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 23 日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 議会運営委員長 小谷 和志

（提出の理由）

瀬戸内市議会基本条例第 27 条の規定による本条例の検証の結果により、災害時の議会活動に係る規定を見直しするもの。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市議会基本条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会基本条例(平成24年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「災害時」を「災害等発生時」に改め、同条中「災害」を「災害等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市議会基本条例(平成24年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○瀬戸内市議会基本条例</p> <p>目次～第2条 略</p> <p>(<u>災害時</u>の議会活動)</p> <p>第3条 議会は、<u>災害</u>が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算の迅速な決定その他<u>災害</u>からの早期の復興に資する役割を積極的に果たすものとする。</p> <p>第4条～第27条 略</p>	<p>○瀬戸内市議会基本条例</p> <p>目次～第2条 略</p> <p>(<u>災害等発生時</u>の議会活動)</p> <p>第3条 議会は、<u>災害等</u>が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算の迅速な決定その他<u>災害等</u>からの早期の復興に資する役割を積極的に果たすものとする。</p> <p>第4条～第27条 略</p>